

日教振第73号
令和5年8月30日

日本語教育機関等設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会
理事長 佐藤 次郎
(公印省略)

令和5年度生活指導担当者（中堅）研修の実施について（ご案内）

当協会の運営につきましては、日頃からご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

当協会では、日本語教育機関における生活指導担当者の能力向上を図るため、平成14年度から標記の研修を実施しております。令和2年度以降はオンラインで実施をして参りましたが、この度は現場の課題等を議論するグループワークを中心とした対面式で実施することになりました。

つきましては、貴日本語教育機関等の生活指導担当者（事務職兼務者、教務兼務者を含む。）で参加希望者がいる場合は、~~令和5年9月20日（水）~~ **締切延長 9月27日（水）**までに参加申込フォームからお申込みくださいますようお願いいたします。

記

- 日時 令和5年10月19日（木）10:00～17:20
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟 第1ミーティングルーム
東京都渋谷区代々木神園町3-1
- 定員及び参加要件等
 - 定員50名程度とします。推薦は、1校につき2名までとします。
 - 参加者の要件：日本語教育機関又は大学・専門学校等教育機関の現場において、少なくとも3年程度実際に留学生の生活指導に携わっていること。

4 参加費

維持会員及び準会員機関	8,800円（税込）／1人当たり
その他の教育機関	17,600円（税込）／1人当たり

※参加費は、事前振込とし、参加者の決定通知にてご請求いたします。

※懇親会費：3,300円／1人

5 申込方法

参加申込みフォーム<<https://forms.gle/maDYzagvs3oq7Hrc9>>からお申し込みください。

※円滑な受付のため、webでのお申し込みにご協力ください。Webでのお申し込みが難しい場合は、EメールまたはFAXでのお申し込みも受け付けます。

※申し込み受付後、3日以内（土日祝日除く）に、Eメールで「参加申込確認」を送信します。メールが届かない場合は、受付されていない可能性がありますので、事業部宛てご連絡ください。

6 事前質問

講演①～③に際し質問を希望する場合は、別紙「参加推薦書」にご記入ください。

7 研修のねらい・日程

別紙のとおり

8 生活指導担当者研修専門委員

委員長 志村 信生（（学）石川学園 横浜デザイン学院 戦略企画部統括部長）

委員（氏名五十音順）

北川 淳子（九段日本文化研究所日本語学院 校長）

住田 伸夫（京都民際日本語学校 企画開発部部长）

田村 源基（さくら国際言語教育学院 代表理事）

中西 郁太郎（青山スクールオブジャパニーズ 校長）

松崎 聡（国際アート&デザイン大学校日本語科 教務部長）

丸山 茂樹（（一財）日本語教育振興協会 理事）

9 受講証明書

全日程参加者にのみ、受講証明書を発行します。

10 参加者の決定等

参加者については、後日お知らせします。参加費のお支払方法についても、あわせてお知らせします。

【お問い合わせ先】 事業部： 小野寺陽子・渡部

TEL： 03-6380-6557 FAX： 03-6380-6587

Eメール：nisshinky2@gmail.com URL：www.nisshinky2.org

令和5年度生活指導担当者研修(中堅研修)のねらい

生活指導担当者研修委員会委員長 志村信生
(学)石川学園 横浜デザイン学院戦略企画部統括部長)

2020年より続いた新型コロナウイルス感染症による水際対策強化が終了し、多くの留学生が日本語教育機関に入学しています。一方、日本語教育機関は、現在大きな変革をもとめられており、中堅の教職員は下記に示す3つの流れを踏まえたうえでの学校運営を考えていく必要があります。そのため、今年度の研修は、9月に中堅、来年2月に初任者と分け実施いたします。生活指導担当者(一部教育機関では学生募集、入管行政業務を兼務)のスキル、モチベーションアップを中心に、昨年までのオンラインではなく、対面式で行い、日本語教師も参加可能な現場の実際課題等を議論解決するグループワークを中心とした研修を行います。まずは、現状の日本語教育機関が考えていくべき3つの動きをお伝えします。

一つ目は、日本語教育機関の認定に係る動きです。2018年から政府全体で始まった「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策*1」により、「日本語教育の推進に関する法律*2」が施行され、日本語教育の水準の維持向上等の議論が進む中で本年5月に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律*3」が成立しました。今後、設置者は、文部科学大臣の認定(認定日本語教育機関)を受けることができ、かつ、日本語教員は日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了した、日本語教員を登録日本語教員として文部科学大臣の登録を受けることとされました。

二つ目は、国の外国人政策にかかわる動きです。日本社会の少子化により、総人口の2%に相当する約300万人の外国人の受入れは、どのように日本社会に定着し、活躍してもらうかというフェーズに入り、どうしたら日本が「選ばれる国」になるのかという視点が重要になっています。留学生受入れ政策については、若者の留学を通じた成長・活躍が「社会を変革する鍵」だとして、教育未来創造会議第2次提言の「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブとして*4」において、外国人留学生の受入れ40万人と留学生の国内就職率6割という数値目標をしめました。

また転換点にある外国人労働者の受け入れ政策については、6月の「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針2023)*5」で、高度外国人材の獲得(特別高度人材制度:J-Skip、未来創造人材制度:J-Find*6)、技能実習制度の発展的解消による新制度創設、特定技能制度の適正化の方針を示しました。

三つ目は外国人の人権についての動きです。紆余曲折がありました。6月に「出入国管理及び難民認定法*7」の改正案が可決成立しました。7月22日岸田首相は政策提言組織令和国民会議の場で「人口減少に対し、社会が適合する動きを並行して進めていかないと不都合が生じる。外国人と共生する社会を考えていかなければならない」と発言し、24日には、出入国在留管理庁は、日本語教育機関に対して「留学生に対する人権侵害行為について(注意喚起)*8」を行いました。

外国人とともに暮らす多文化共生の取り組みは自治体によって異なりますが、共生は国の責務という考えに基づき、現在法務省は「外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度の検討*9」を行っています。この流れは、特に中堅の生活指導担当者の業務領域が広がっていくことを意味しています。

生活指導担当者は、3つの動き(①日本語教育機関の認定制度、②国の留学生受け入れ、外国人労働者政策、③外国人の人権)を踏まえた広い分野の知識経験が必要となります。是非、今回の研修をひとつのきっかけとして、中堅担当者が日本語教育機関の置かれている状況を把握し、ポストコロナを見据え、各地域で日本語教育機関の新たな価値の発信ができることを期待しております。

*関連リンクを設けましたご参照ください。

(関係リンク)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策*1」

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html

「日本語教育の推進に関する法律*2」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律*3」

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00042.html

教育未来創造会議第2次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ*4」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html>

「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針 2023)*5」

https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230626.html

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basic_policies_ja.pdf

特別高度人材制度：J-Skip、未来創造人材制度；J-Find*6

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50_00002.html

「出入国管理及び難民認定法*7」の改正案

https://www.moj.go.jp/isa/laws/bill/05_00007.html

「留学生に対する人権侵害行為について(注意喚起)*8」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00087.html

「外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度の検討*9」

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00038.html

令和5年度生活指導担当者（中堅）研修

開催日：令和5年10月19日（木）

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟第1ミーティングルーム

時間	研修内容
09:30～09:50	受付

時間	研修内容
10:00～10:10 (10)	開会挨拶 日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎 趣旨説明 委員長 志村 信生
10:10～10:50 (40)	講演①「生活指導担当者として必要なこと」 （仮） 講師：出入国在留官庁担当官（予定） 出入国在留管理庁より日本語教育機関の生活指導担当者業務、留学生の人権の考え方、「外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材」について説明していただき、事前にいただいた質問について回答していただきます。
10:50～12:00 (70)	グループワーク①「ケーススタディ・私たちはどのようにこの問題を解決するか？」 各グループの自己紹介を兼ねて、日本語教育機関で起きたケースをどのように解決するか各グループで議論していただきます。

12:00～13:00 (60) 休憩・昼食（センター棟2階 レストランふじ）

※昼食代は参加費に含まれます。

13:00～13:30 (30)	講義②「外国人共生社会の中の日本語教育機関」 講師：日本語教育振興協会専務理事 高山泰 矢継ぎ早に出される、外国人共生の取り組み、国の外国人政策、制度について説明し、日本語教育機関の生活指導担当者が知るべき関連法規や制度等を整理してお伝えします。
13:30～14:00 (30)	講義③「今後の中堅生活指導担当者に必要なスキルと考え方」 講師：委員長 志村信生（(学)石川学園 横浜デザイン学院 戦略企画部統括部長） 日本語教育機関の認定制度の動向を踏まえ、今後の日本語教育機関の社会的役割を示し、中堅の生活指導担当者に必要な考え方をお伝えします。
14:00～16:00 (120)	グループワーク②「中堅生活指導担当者として、現在の課題をどう解決するか？」 事前課題をご準備いただき、講義②、③を踏まえ、日本語教育機関の中堅生活指導担当者として、一人一人の留学生のニーズが多様化する中、現在抱えている課題（教育機関の体制、留学生進路指導、生活指導、在籍管理、校内における人権侵害行為、コンプライアンス遵守）の把握、この課題解決に必要な力（情報収集能力、情報理解力、職場でのマネジメント能力）をどう高めていくかを各グループで議論し、最後に全体でシェアいたします。
16:10～17:10 (60)	まとめ 各グループの発表・意見交換
17:10～17:20 (10)	アンケート回答・閉会

17:30～19:00 懇親会（センター棟2階 カフェフレンズ）

※参加の場合は別途3,000円頂戴します。

○日程は変更になる場合があります。

令和5年度生活指導担当者研修参加申込書

令和 年 月 日

一般財団法人日本語教育振興協会理事長 宛て

会員番号 ※日振協会員校からご参加の方のみご記入ください		代表者名	
機関名			
連絡担当者	TEL		
	氏名		
	E-mail(参加申込確認及び参加決定通知送付先)		

標記研修について、下記の通り申し込みます。

記

1.参加希望者

推薦順位	1		2	
ふりがな				
氏名				
年齢 (R5.8.1現在)	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
主たる業務	<input type="checkbox"/> 生活指導 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 教務		<input type="checkbox"/> 生活指導 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 教務	
生活指導担当者としての経験年数	年	月	年	月
事務職員としての経験年数	年	月	年	月
教務職員としての経験年数	年	月	年	月
※生活指導担当者としての通算経験年数 (R5.8.1現在)	年	月	年	月
懇親会について ※懇親会費:3,300円/1人	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない	
Email(研修資料等送付先)				

※(1)複数の職場に生活指導担当者として、勤務実態のある場合の通算年数とする。

※(2)経験年数に関しては、未経験の場合、「0」を記入すること。

2.質問 ※欄が足りない場合は、適宜セルを広げてご記入ください。

講演に際し、質問等ございましたらご記入ください。
講義①「生活指導担当者として必要なこと」について
講義②「外国人共生社会の中の日本語教育機関」について
講義③「今後の中堅生活指導担当者に必要なスキルと考え方」について

令和5年9月20日9月27日までに事業部(Eメール nisshinkyo2@gmail.com)宛て送付願います。